

令和4年10月18日

児童発達支援センター 施設長 様  
障害児入所施設 施設長 様  
児童発達支援事業所 管理者 様  
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

障害児通所支援等における送迎に当たっての安全管理の徹底に関する  
緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について（周知）

日頃より、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年9月9日付「障害児通所支援における送迎等に当たっての安全管理の徹底について（周知）」により、子どもの安全管理の徹底をお願いしているところですが、国において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」（別添1）が取りまとめられました。

これを受け、国より事務連絡「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について」（別紙参照）が発出されましたので、周知させていただきます。

また、本緊急対策において策定された「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（別添2）について、各障害児通所支援事業所等でもご活用いただき、改めて子どもの安全管理の徹底を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。